

	頂いた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>第2条及び第5条の改正内容については、同意できます。その通りでいいと思います。しかしながら、第5条の自動捕捉式はかりの中に、自動計量包装値付機を入れないでください。スーパーのバックヤードには何台も設置されております。これが検定なしになってしまうと、消費者保護ができません。</p>	<p>今回の改正では自動はかりの分類に関する変更はありません。なお、現行JISB7607「自動捕捉式はかり」において自動包装値付機は計量値付機として対象になっております。なお、頂いた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>私が計量士を務める事業所では、「20kg紙袋の同一商品全数を3台の充填用自動はかりで計量し、包装機を経て次工程の自動捕捉式はかり1台でも同一商品全数を計量し、その計量結果(20kgに対する過量・適量・不足を検査)を取引に使用している。」ため、現在までは、計量行政室のQ&amp;Aに沿って、自動捕捉式はかりの検定を受検する計画でした。 20kg商品については、使用する「ひょう量5kgを超える自動捕捉式はかり」は、改正政令案では検定対象外となりますが、当該自動捕捉式はかりを取引に使用していても、充填用自動はかりについて検定に合格していなければ、計量法違反となるのでしょうか。</p>	<p>御提示のケースにおいて、取引又は証明に該当すると考えられる工程は、自動捕捉式はかりによる計量を行う工程であると考えられ、お使いの自動捕捉式はかりのひょう量が5キログラムを超えるのであれば、政令改正後は検定を受けなくても取引又は証明に使用することが可能となります。この際、前工程の充填用自動はかりについては、取引又は証明に使用していないと解釈され、検定を受検する必要はございません。</p>
3	<p>「大きさ等の問題により検定の実施に当たって危険を伴うなど技術的に検定が困難なものが存在することが事後的に判明した。」を理由として計量法施行令等の一部を改正する政令案において、「ひょう量5kg以下のもの」を検定対象とするとあります。しかしながら、現状においては、ひょう量5kgを超える自動捕捉式はかりの使用現場では正確計量のための点検・調整を日常的に行っているところであり、検定を実施するにあたっては検定環境を整えるなどの安全衛生面への一層の配慮も働くことから、検定のための作業が「危険」とするには根拠に乏しいのではないかと考えられます。また、計量法に規定する量目検査制度では、特定商品のほぼ全てが上限5kgの規定であり、特定商品においては5kg以上で取引されている実態もあることから、計量の安全確保の観点からも最低限でも量目公差適用上限25kgあたりを自動捕捉式はかりの検定対象範囲とすることが計量法の目指すべきところであり、このことによって全品検査も確実に進められ、消費者の最終計量製品の信頼性が高まる効果が期待できるものと思っております。 したがって、ひょう量5kgを超える自動捕捉式はかりを検定対象外とするのではなく、検定開始年が更なる延長を伴っても安全な検定方法を確立し、製品の最終チェックに使われることの多い自動捕捉式はかりが計量行政審議会の当初答申の内容に沿った見直しが行われることを希望するものであります。</p>	<p>自動捕捉式はかりの検定の際は、ひょう量の質量の検定材料を最大速度で数十回流す必要があるため、一定以上の質量の場合はこれを取り扱う者に技術的・身体的リスクがあると考えております。ひょう量5キログラムを区切りとした点については、本年1月に主な自動捕捉式はかりメーカーにアンケート調査をさせていただいた結果を踏まえて判断しております。当該アンケート調査によれば、ひょう量3キログラム以下の自動捕捉式はかりの製造台数がおおむね過去20年間で約80%という結果が出ていることから、ひょう量5キログラムで区切った場合でも、主な自動捕捉式はかりは基本的に検定対象になると認識しており、上記のリスクとの比較で考えれば、今回の案が適切であると考えております。なお、頂いた御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
4	<p>1. ひょう量5kg以上検定対象外にすることは、計量法の目的から逸脱することになるのではないのでしょうか？安全上の問題と述べられているが、安全にやれる方法を十分に検討してみえるのか？この制度を採用されたのは、海外のISOでは既に出来ているからJIS化されたのではないのでしょうか？それでも、とりあえず、変更するのであれば、ひょう量5kgではなく、測定している量5kgとするべきではないのでしょうか？今後、5kg以上も検定対象としていくことをしっかりと明言する。はかりのひょう量にしてしまうと、検定対象外にしてしまう自動はかりが増える可能性があると思います。 2. 法改正を発信してから5年も経過した現在、進んでいなかったため延長するのは自分達の仕事の進め方を恥じるべきではないのでしょうか。それでも、諸事象で2年延長するのであれば、この機会を活用して制度運用前及び運用後の検定受験数の山谷を平準化する手立てを行うべきではないのでしょうか。例えば、運用開始2?3年前に検定を受験するのであれば、検定費用の半額を国が補助し検定制度に支障を及ぼさない手立てをとっていただきたい。</p>	<p>自動捕捉式はかりの検定の際は、ひょう量の質量の検定材料を最大速度で数十回流す必要があるため、一定以上の質量の場合はこれを取り扱う者に技術的・身体的リスクがあると考えております。ひょう量5キログラムを区切りとした点については、本年1月に主な自動捕捉式はかりメーカーにアンケート調査をさせていただいた結果を踏まえて判断しております。当該アンケート調査によれば、ひょう量3キログラム以下の自動捕捉式はかりの製造台数がおおむね過去20年間で約80%という結果が出ていることから、ひょう量5キログラムで区切った場合でも、主な自動捕捉式はかりは基本的に検定対象になると認識しております。上記のリスクとの比較で考えれば、今回の案が適切であると考えております。なお、頂いた御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

※基本的にはいただいた御意見をそのまま掲載していますが、提出者が特定できうる表現等は当省にて修正の上、掲載しています。